【集合住宅に居住する利用者に対するサービス提供に係る減算について】

平成 28 年度末に実施された会計検査院による会計実地検査において、<u>集合住宅に居住する利用者に対するサービス提供に係る減算(以下「同一建物減算」という。</u>)を適用せずに、介護報酬を過大請求している事業所が複数判明しました。

訪問系サービス(訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション)及び通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション)においては、同一建物減算の適用漏れがないよう再確認してください。

なお、同一建物減算を適用せずに、過大請求していたことが判明した場合、遡及して、介 護報酬を保険者に返還するとともに、利用者にも利用者負担を返還しなければなりません。

【訪問系サービス】

〈同一建物減算〉

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住するもの <所定単位数の10%減算>
 - 当該指定訪問系サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地並びに隣接する敷地にある建築物に居住する利用者に訪問系サービスを提供する場合
- ② 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
 - <所定単位数の15%減算>
 - ①に該当する以外の建物で訪問系サービス事業所の利用者が 20 人以上居住する場合(同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数は合算しない。)
- ③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合) <所定単位数の10%減算>

【通所系サービス】

〈同一建物減算〉要介護 ▲94単位/日

事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に当該通所 系サービスを行う場合

※同一建物:通所系サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物

I 一資料9

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。 ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた 日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象 日数を乗じて単位数を算定する。
 - ※サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。 月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
	・区分変更(要支援 [⇔要支援 [])	変更日
	 ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※ ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約日(1)
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認 症対応型共同生活介護の退居(※1) 開	恩知 退居日の翌日
	治・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※	1) 契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所養介護の退所(※1)	f療 退所日の翌日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	- 公費適用の有効期間開始	開始日
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入 居者生活介護における	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
外部サービス利用型を	•区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
含む) 	・区分変更(要支援→要介護)・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※・事業廃止(指定有効期間満了)・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (1) (廃止·満了日) (開始日)
	•介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防設 症対応型共同生活介護の入居 (※1) ア	恩知 入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録 始(※1)	禄開 サービス提供日(通い、 訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所養介護の入所(※1)	所療 入所日の前日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	- 公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
		・区分変更(要介護1~要介護5の間、要支援 I ⇔要支援 I)・区分変更(要介護⇔要支援)	変更日サービス提供日
		- サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) - 事業開始(指定有効期間開始) - 事業所指定効力停止の解除 - 受給資格取得 - 転入 - 利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除 ⟨)	(通い、訪問又は宿泊)
小規模多機能型居宅介護		・公費適用の有効期間開始	開始日
介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
模多機能型居宅介護)	終る	・区分変更(要介護1~要介護5の間、要支援 I ⇔要支援 II)	
		 ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除 	契約解除日 (廃止•満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
		・公費適用の有効期間終了	終了日
	開	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)・事業所指定効力停止の解除・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	始	- 公費適用の有効期間開始	開始日
夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護(療養 通所介護)		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)・事業所指定有効期間満了・事業所指定効力停止の開始・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
		- 公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
		・区分変更(要介護1~5の間)	変更日
		 ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 	契約日
		 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1) 	
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 (ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
 訪問看護(定期巡回•随時		・ 公費適用の有効期間開始	開始日
対応型訪問介護看護事業 所と連携して訪問看護を行		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
う場合)		・区分変更(要介護1~5の間)	変更日
		 ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 	契約解除日(満了日)(開始日)
	了	 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1) 	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 (ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日
		•公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
		・区分変更(要介護1~5の間)	変更日
		 ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 	契約日
	開始	 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1) 	
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
定期巡回·随時対応型訪問 介護看護		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
		・区分変更(要介護1~5の間)	変更日
		 ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 	契約解除日(満了日)(開始日)
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1)・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
		•公費適用の有効期間終了	終了日
	開	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月 の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半 月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	始	・公費適用の有効期間開始	開始日
(特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
居者生活介護における外部 サービス利用型を含む)	終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月 の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半 月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日
		公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
		•区分変更(要支援 I ⇔要支援 II) •区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		 ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
		- 利用者との契約開始	契約日
	開始	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		- 介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
人类文件 口带化江土短纵		- 公費適用の有効期間開始	開始日
↑護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(独自)		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とし		区分変更(要支援 I ⇔要支援 II)区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
た場合		 ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止•満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の入居 (※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	_		_

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
日割り計算用サービスコー ドがない加算及び減算	 ・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度(要支援含む)に変更がある場合は、月末における要介護度(要支援含む)に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。(月 途中に介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様) 	_

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に 転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について

福岡県保健医療介護部介護保険課

加算の概要

(令和7年4月1日現在)

						(17417年1777日96年7
加算種別 ※1	加算 割合	サービス種別 ※2		事業所の所 在地の要件		利用者の居住地の要件
1 「特別地域」に 所在する事業所 の加算	15 %	・訪問入浴護 ・訪問看護 ・福祉用具貸与 ・訪問明月にリテーション ・居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・訪問介護 ・定期巡回・随時対応型 ・訪問介護	要	「特別地 域」に所在 しているこ と	無	無
2 「中山間地域 等」に所在する 「小規模事業 所」の加算	10 %	同上	要	域等」に所	「小規模事 業所…②」 であること	無
3 「通常の事業の 実施で動域」を越 えて等してに居けっては は が は が は が は が は が は が が が が が が が が	5 %	・訪問入浴護 ・訪問人浴護 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・福祉用具賃与 ・居宅療養管理指導 (以上「介護支援 ・訪問介護 ・訪問介護 ・通所介護 ・通所介護 ・定期巡回・随時対応型 訪問介護	不要	無	無	サービスを行う利用者が、 「通常の事業の実施地域(運営規程)の外」 かつ「中山間地域等」に居住していること ※ 利用者が現に「中山間地域等」に居住して いることが必要 ※ 通所系サービスは「中山間地域等」に居住 している利用者宅への送迎が必要 ※ 利用者から別途交通費の支払を受けること ができない

※1「2の中山間地域等」と「3の中山間地域等」の地域は、異なります。

○地域区分が「その他(全サービス 1単位=10円)」でない12市町所在の事業所については、「2の10%加算」の算定はありません。(訪問介護を除く) ☆福祉用具貸与については、15%、10%、5%加算ではなく、開始日の属する月に、交通費に相当する額の100/100、2/3、1/3の加算となる(上限あり)。

※2 総合事業における当該加算については、各自治体に確認すること。

① 届出先

届出期限…算定開始月の前月15日まで

- (1) 事業所の所在地が、北九州市、福岡市、久留米市の場合……事業所所在地の市
- (2) 居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護……事業所所在地の保険者
- (3) 事業所の所在地が、(1)の3市以外の地域 [医療みなし(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導)…福岡県介護保険課 指定係 [医療みなし及び(2)のサービス] 以外…管轄の保健福祉(環境)事務所 社会福祉課
- ② 小規模事業所の定義(「介護給付」と「介護予防給付」は、別々に小規模事業所の該当・非該当を判定) ③ 前年度の4~2月(11か月)の実績で、次の基準により、小規模事業所の該当の有無を判定します。 (前年度の実績が6か月に満たない場合は、直近の3か月の実績)

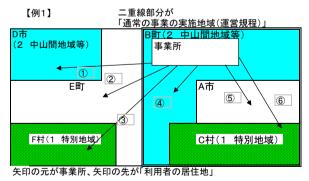
(削牛皮の美欄からか月に満にない場合は、直近の3か) ・訪問介護 …延訪問回数が概ね200回以下/月(※) ・訪問入浴介護 …延訪問回数が20回以下/月 ・介護予防訪問入浴介護 …延訪問回数が5回以下/月 ・居宅療養管理指導 …延訪問回数が50回/月 ・介護予防居宅療養管理指導 …延訪問回数が5回/月 ・居宅介護支援 …実利用者が20人以下/月

- ・訪問看護 …延訪問回数が100回以下/月 ・介護予防訪問看護 …延訪問回数が5回以下/月

- ・福祉用具貸与 …実利用者が15人以下/月 ・福祉用具貸与 …実利用者が15人以下/月 ・介護予防福祉用具貸与 …実利用者が5人以下/月 ・訪問リハビリテーション …延訪問回数50回/月 ・介護予防訪問リハビリテーション …延訪問回数が10回以下/月 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 …実利用者が5人以下/月

(※) 「概ね200回」は400回程度を想定しており、例えば、前年度の平均延べ訪問回数600回以下の事業所等も対象となりうる。

R6年度(4~2月の11か月)の平均で小規模事業所で無くなった場合は、R7年度(4~3月サービス)の10%加算を算定することはできません。



加算	割合		
	訪問入浴介護、訪 貸与、居宅療養管: ビリテーション(以」 む。)、居宅介護支	理指導、訪問リハ L「介護予防」を含	通所介護、通所リハビリテーション(「介護予防」を含む。)
	小規模事業所以外	小規模事業所	
1	5%	10%+5%	5%
2	無し	10%	無し
3	5%	10%+5%	5%
4	無し	10%	無し
5	無し	10%	無し
6	無し	10%	無し

※ B町の地域区分は、「その他」

【例2】	二重線部分が 「通常 <u>の</u> 事業の実施地域(運営規程)」	
D市 (2 中山間地域等) (1) E町 F村(1 特別地域)	B町(2 中山間地域等) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (9) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	
ケロの二が古巻記 ケ	ロの生む「利田老の兄な事」	_

矢印の元が事業所、矢印の先が「利用者の居住地」

加拿	算割合
	訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、訪問リハビリテーション、通 所リハビリテーション、居宅療養管理指導(以上「介護予防」を含む。)、 居宅介護支援、訪問介護、通所介護
1	5%
2	無し
3	5%
4	無し
(5)	無し
6	無し

表1 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(事業所所在地による区分)

前年度(4月~2月)の実績で、小規模事業所でなくなったときは、中山間地域等に所在する小規模事業所加算(10%)の算定はできなくなります。

令和7年4月1日現在

事第	美所所在地	1 「特別地域」に所在する事業所の加算該当地域 (15%加算)	2 「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算該当地域 (10%加算) ※「1『特別地域』に所在する事業所の加算該当地域」と重複する地域は対象外
1	北九州市	馬島、藍島	
2	福岡市	玄界島、小呂島、旧脇山村	
4	久留米市		旧水縄村
6	飯塚市	①	旧筑穂町、旧頴田町
7	田川市		全域
8	柳川市		旧大和町、旧柳川市
9	八女市	旧上陽町◎(旧横山村☆に限る。)、 旧黒木町◎(旧大淵村☆、旧笠原村☆及び②に限る。)、 旧矢部村◎、 旧星野村◎	全域(1に該当する地域を除く)
10	筑後市		旧羽犬塚町
13	豊前市	3	求菩提、篠瀬、旧合河村(轟含む)
16	筑紫野市		平等寺、上西山、本道寺・柚須原・香園
19	宗像市	地島、大島	
23	うきは市	旧姫治村	旧浮羽町
24	宮若市	旧吉川村	旧笠松村
25	嘉麻市	4	全域 (1に該当する地域を除く)
26	朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧松末村	旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27	みやま市		全域
28	糸島市	姫島	白糸、旧福吉村、旧志摩町(姫島を除く)
29	那珂川市	旧南畑村	
31	篠栗町		萩尾
34	新宮町	相島	
37	芦屋町		全域
41	小竹町		全域
42	鞍手町		全域
44	筑前町		三箇山
45	東峰村	旧小石原村	全域(1に該当する地域を除く)
48	広川町		旧上広川村
49	香春町		全域
50	添田町	旧津野村、⑤	全域(1に該当する地域を除く)
51	糸田町		全域
52	川崎町		全域
53	大任町		全域
54	赤 村		全域
55	福智町		全域
57	みやこ町	旧伊良原村	全域(1に該当する地域を除く)
59	上毛町	旧友枝村	全域(1に該当する地域を除く)
60	築上町	旧上城井村、⑥	全域 (1に該当する地域を除く)

	市町村名	地域名
1)	飯塚市	内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字啌ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地蔵ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広畑の地域に限る。)及び桑曲(字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ薮及び字上ノ山の地域に限る。)
2	八女市	黒木町田代(字下筒井、字上堂目木、字油、字海大、字鳥山、字語、字字語、字字語、字上堂目木、字上堂目木、字上堂目木、字上文本、字正、字形、字上堂目木、字上型目木、字上型目木、字上型目木、字上型目木、字上型型、字、字型、字、字型、字、字型、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字
3	豊前市	大字中川底(八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。)
4	嘉麻市	千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字ヲムカイ、字ウト、字山ノ下及び字高畑の地域に限る。)、嘉穂才田(字川渕、字ムカエハル及び字上ノ原の地域に限る。)及び桑野(字倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。)
5	添田町	大字桝田(字糀ノ宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所河内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。)及び大字中元寺(字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。)
6	築上町	大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限る。)

表2 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(利用者の居住地による区分)

下記地域に居住する利用者にサービスを提供しても、事業所の「通常の事業の実施地域」内であれば、加算を算定できません。 中山間地域等加算(5%)を算定する場合には、利用者から別途交通費を受領できません。

令和7年4月1日現在

利月	用者居住地	3 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算該当地域(5%加算
1	北九州市	馬島、藍島
2	福岡市	玄界島、小呂島、旧脇山村
4	久留米市	旧水縄村
6	飯塚市	旧筑穂町、旧頴田町
7	田川市	全域
8	柳川市	旧大和町
9	八女市	全域
10	筑後市	旧羽犬塚町
13	豊前市	旧岩屋村
16	筑紫野市	平等寺、上西山、本道寺・柚須原・香園
19	宗像市	地島、大島
23	うきは市	旧浮羽町
24	宮若市	旧吉川村、旧笠松村
25	嘉麻市	全域
	朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27	みやま市	全域
28	糸島市	————————————————————————————————————
	那珂川市	旧南畑村
	篠栗町	
	新宮町	
	芦屋町	全域
	小竹町	全域
	鞍手町	全域
	筑前町	三箇山
	東峰村	全域
	広川町	旧上広川村
	香春町	全域
	添田町	全域
	糸田町	全域
	川崎町	全域
	大任町	<u>- ・</u> 全域
	赤村	<u>- ・</u> 全域
	福智町	全域
	みやこ町	一
	上毛町	<u>- </u>
	築上町	全域

介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報を御確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

- (1) 厚生労働省 令和6年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html
- (2) 介護保険最新情報(厚生労働省ホームページ) 厚生労働省から発出される介護保険の最新情報を掲載 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index 00010.html
- (3) 介護サービス関係Q&A (厚生労働省ホームページ) 介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html
- (4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧 介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ https://www.wam.go.jp/wamappl/KakokaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&kc=&pc=1
- (5)「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に 関連する事項等について」の一部改正について

https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000935687.pdf